

1. 事業の概要と実施報告

事業の概要

この事業は、平成 26 年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程」に係る取組の推進の一つとして、ファッション分野の職業実践専門課程の周知と第三者評価制度の構築を主な目的としている。

産業界のニーズに即した柔軟な職業教育はアカデミックプログラムを学ぶ大学と異なり、専門学校最大の強みである。職業実践的教育の強固な体系構築は、将来有望な専門人材を育てるためにも必須であり、そのためにも職業実践専門課程における取組を推進、発展をさせていくことが求められている。本事業では、同課程のファッション分野における先進的な教育課程を編成する体制構築を実施するとともに、質の保証・担保に係る評価基準の構築を目指し、その成果を広く周知して、実践的職業教育のさらなる発展を狙う。

具体的には、主幹校である文化服装学院を中心に、ファッション系の専門学校、アパレル企業、アパレル関連団体等により、コンソーシアムを形成し、産学連携カリキュラムの充実化を図り、優秀な学生の輩出を目指す。これを通じて職業実践専門課程の認定を得ていない専門学校との違いを広く社会に発信していきたい。

活動指針としては、①質の保証、担保となる評価基準 ②先進的な教員研修モデルの開発・実証 ③ファッション分野における職業実践的な教育課程構築のための体制 ④産業界・関連団体に向けた職業実践専門課程への認知（広報）・理解の促進 ⑤職業実践専門課程認定学科を持つファッション系専門学校に対する実態調査報告書の 5 つとしたが、本年度は①の第三者評価案の作成に最優先で取り組み、関連のある④と⑤について並行して行った。③および④については次年度以降に取り組んでいきたい。

質の保証、担保となる評価基準（第三者評価案）

国家資格が存在しないファッション分野においては、第三者評価基準が確立されておらず、一定の水準を維持する指標が存在しない。職業実践専門課程において、実際に企業は何をもって学校を評価するのか、委員からの意見・提言をもとに基準を確立し、質の担保に繋げる試みを行った。

具体的には、専門学校における横断的な学校評価に加え、ファッション分野に特化した評価基準を設けた。市場の変化が激しいファッション分野において、学校はその変化に対応した教育ができているか、国際化が進む中で、企業の要望を取り入れた指針が取り入れられているかなどの、時代に即した基準を盛り込んだ。

また、学校が学生に対してどのように実践教育を行い、それをどのように評

価しているかなども、評価基準として盛り込んだ。さらにファッション分野においては、感性教育も意識する必要があるが、技術教育が確保されていないことは、質の保証は確保されることはないため、こういった要素も第三者評価の中に項目として設定した。

作成にあたっては、特定非営利活動法人私立専門学校等評価機構の自己点検評価案を基に、特にファッション専門領域の評価については、合同委員会、分科会での意見を中心に、後述するファッション系専門学校に対する実態調査（アンケート）の結果も反映させ作成した。

評価案の内容については別項にて詳述する。

産業界・関連団体に向けた職業実践専門課程への認知（広報）・理解の促進

職業実践専門課程は、まだ産業界には浸透していないのが現状である。この取組を進める上で、産業界の理解、協力が不可欠である。そのため、ファッション系に特化した職業実践専門課程をPRする広報物を作成した。

連携授業、教員研修等について視覚的に訴求できることを意識して制作、ファッション系企業700社および服飾系学科設置高校約200校に送付し、認定校の学生募集等のPRにも活用されている。

発行物の内容および成果については別項にて詳述する。

職業実践専門課程認定学科を持つファッション系専門学校に対する実態調査報告書

平成26年度職業実践専門課程に認定されたファッション系専門学校、関連校、本年度申請が予想される学校100校に対し、適正な運用状況や、実施上の問題点などを抽出する実態調査を実施した。48校から回答を得て、統計処理と分析は外部業者に委託した。ファッション系専門学校独自の評価基準づくりと先進的な教員研修モデル開発のための資料とした。

調査項目、統計結果、分析結果等については別項にて詳述する。

2. 質の保証、担保となる 評価基準(第三者評価案)の 作成と試行について

評価案の構築について

第三者評価案は、主として学校関係委員で構成される分科会にて素案を作成し、企業、業界団体委員が加わる合同委員会で検討、修正を行うという方法により構築した。評価項目のベースには、特定非営利活動法人私立専門学校評価研究機構の自己点検評価案を活用した。これは、多くの専門学校が同機構の評価案を採用しており、自己点検評価、学校関係者評価、第三者評価というプロセスにおいて共通の項目を設けることにより、評価を受ける学校の負担が軽減されると考えるからである。

初期の分科会においては、学校の規模等に配慮した簡素な評価案を作成する方向で意見がまとまり、下記の方針により初期案が作成された。

- ・認可校の地域、規模に配慮した評価項目とする
- ・数値的な評価項目は設定しない
- ・ファッション実務分野における評価項目を中心とする
- ・評価の難しい感性教育についての評価を試みる
- ・評価結果を点数化し、学校改善につながるようにする
- ・アパレル企業と評価団体等の委員による評価を想定した案とする
- ・職業実践専門課程申請書類と聞き取り等を想定した案とする
- ・ものづくり、流通それぞれ別の評価案とする

その後、連絡調整会議等において、他分野の評価案の進捗や文部科学省からの講評、更には、新しい高等教育機関発足を意識した評価案にするべきといった意見から、各分野共通の評価項目やエビデンス（根拠資料）について充実させた評価案とする方向で修正が行われた。

このような結果、次のような方針によりファッション分野における第三者評価案（今年度最終案）が構築された。

- ・教育目標、育成人材像を明確にする
- ・共通評価項目はなるべくシンプルにする
- ・ファッション実務分野においては根拠書類（エビデンス）を重視する
- ・学校の特色を積極的に評価する項目を設ける
- ・就職や検定を重視して項目を設定する
- ・グローバル教育の視点を持つ

第三者評価案の概要は以下の通りである。

「大項目1 教育理念」において、教育理念とそれに基づく育成人材像が明確であるかという項目を設定した。

「大項目3 教育活動」において大項目における育成人材像について、業界の要望との整合性など、理念に繋がる育成人材像についての項目を設定した。

(中項目1) また職業実践専門課程の要である、教育課程編成委員会と連携授業について項目を設けている。(中項目3.4) 全職種に共通した知識に関する項目

(中項目6)に加え、技術職・デザイン職・縫製職・販売職・スタイリスト職という個別の人材養成のため21項目を列挙し、設け、学校の特性に応じ評価項目を選択するものとした。目標・設置学科・立地などへ対応できる評価案としたものである。(中項目7)

また特色ある教育について評価をすべきという意見を反映した項目を設定した。(中項目8)

「大項目4 学習成果」については実態調査アンケートの意見等を反映させ、学習成果の尺度といえる検定と、連携授業の目的である就職について項目を充実させている。また評価の難しい感性についての評価を、行っているかという項目を設定した。

「大項目2および5～8」については、教育理念に基づくファッション教育を実施するための環境、体制が整っているかについて、必要となる項目のみ設定し、できる限りシンプルなものとした。これは、認定要件や学校関係者評価により、既に厳しい審査を経ているという考えに基づいている。

評価の実施については後述するが、各項目「満たしている」「一部満たしている」「満たしていない」の三段階について、それぞれ3・2・1点を加算する。各項目は書類とエビデンスによる評価を想定して、小項目別に「評価の視点」を定めた。

なお今年度案では作成できなかったが「評価の視点」の冊子化、資格、検定一覧(ファッション)を整備し、評価を試行していくことを想定している。

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

1. 教育理念			
1-1. 教育理念		評価の視点	根拠となる資料 (エビデンス)
1	小項目 教育理念とそれに基づく育成人材像が明確であるか。	専門学校設置基準に沿った、教育スローガン (教育理念) を明文化しているか。	学則、入学案内、学校運営計画への明記
2. 基本項目			
2-1. 募集		評価の視点	根拠となる資料 (エビデンス)
1	小項目 募集要項等により入学者選抜について明確に規定しているか。	専門学校設置基準に沿った、広報媒体などに記載され、幅広く周知しているか。	募集要項、ホームページ等への明記
2-2. 運営			
1	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか。	定期的全体会議が行われ、法人としての運営・事業計画が組織的に行っているか。	学校運営計画への明記
2	人事・給与に関する制度を整備しているか。	就業規則、給与規定等は各学校の原則に基づき整備され、周知しているか。	就業規則、給与規定、人事考課制度
3	意思決定システムを整備しているか。	組織図に準じた運営を行い、意思決定を円滑に行う組織となっているか。	法人組織図、理事会議事録、校務分掌一覧
4	情報システム化に取り組み、業務の効率化を図っているか。	各年度毎、業務の内容が検討し配置しているか。	学内ネットワーク図、学校運営計画
2-3. 財務情報			
1	私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか。	HPや学内閲覧用冊子などに記載され、幅広く周知しているか。	資金収支、消費収支決算書、貸借対照表、財産目録のホームページへの公開

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

3. 教育活動			根拠となる資料 (エビデンス)
3-1. 教育目標・人材育成像			
	小項目	評価の視点	
1	身につける能力を具体的に定めているか。	専門学校設置基準に沿った、教育スローガン(教育理念)を明文化しているか。	学則、入学案内、学校運営計画への明記
2	身につける能力がファッション業界のニーズに合っているか。	企業の意見を集約する方法を持ち、時代に合った情報を得られる組織を整備しているか。	各学科概要、教育課程編成委員会議事録
3	養成しようとする職種が具体的に定めているか。	専門学校設置基準に沿った、育成する人材像を明文化しているか。職種と学科の特徴が明確か。	各学科概要、入学案内
4	養成しようとする職種がファッション業界のニーズに合っているか。	求人数との整合性、企業の意見を反映しているか。	各学科概要、教育課程編成委員会議事録
5	上記について過不足ないカリキュラムが編成されているか。また特色を持っているか。	シラバスにおける科目編成及び授業時間は適正であるか。学校独自の特色を出す工夫を行っているか。	カリキュラム、教育課程編成委員会議事録
3-2. 活動方針・計画			
1	ファッション分野の認定校として目的・目標を、学生、教職員へ明確に公表しているか。	目的の誤差をなくすため、定期的に会議・講演を行い、議事録を残し周知しているか。	運営計画への明記、会議報告書
2	ファッション分野の認定校として目的・目標を、社会に広く公表しているか。	広報媒体(パンフレットやHP)などに記載し、幅広く周知しているか。	入学案内、ホームページ等への明記
3	ファッション分野の認定校として目的・目標に沿った産学連携(インターンシップ)を行っているか。	連携授業および一般科目において、認定要件の要である企業連携を適切に計画しているか。	カリキュラム、インターンシップ報告書
3-3. 教育課程編成委員会			
1	教育課程編成委員会等の委員構成が適切であるか。	委員所属企業と学科の整合性を考えた委員構成にしているか。	教育課程編成委員会規則、教育課程編成委員会議事録

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

2	ファッション業界を熟知した委員が有効な提言を行っているか。	委員の所属企業における専門性、また委員が学科の特性を考慮した提言を行っているか。	教育課程編成委員会議事録
3	教育課程編成委員会が適宜開催され、その結果が教育課程の内容に反映しているか。	形式的な会議となっていないか。委員会の提言を授業においてどの程度反映したか。	教育課程編成委員会議事録、カリキュラム
3-4. 連携授業と連携教育			
1	学科の目的に沿った企業および講師と連携しているか。	連携企業の業務内容や講師の職種などが適切であるか。	連携協定書
2	科目創設から単位認定まで企業等の意見が十分に反映しているか。	連携授業の構想など大枠において企業側の意見を反映しているか。	連携協定書、教育課程編成委員会議事録、カリキュラム
3	連携授業が実習を伴い、企業側が成績評価に参画しているか。	成績評価への企業の関わりの度合いと評価が適切か。	連携協定書、連携授業計画書、連携授業評価書
4	連携授業の目的を達成するための実習期間や時間が十分に確保しているか。	実習期間、人数などが明確になっているか。それが適切であるか。	連携協定書、連携授業計画書
5	連携授業とその他のカリキュラムが体系的に編成しているか。	連携授業とその他の科目が科の目的に即したつながりを持っているか。	連携協定書、連携授業計画書、カリキュラム
6	企業からの意見を反映させたカリキュラムにしているか。	主として授業運営、使用教材について企業側の意見を反映しているか。	教育課程編成委員会議事録、企業アンケート、カリキュラム
7	学生のニーズを反映させたカリキュラムを導入しているか。	科のカリキュラムの目的に沿った学生の意見を反映させているか。	学生満足度アンケート、学生授業評価、カリキュラム
8	連携授業の理念、目的を学生に周知、教育しているか。	企業講師を招く目的を明確にして、学生へ授業の意義を伝えているか。また取組みを促しているか。	学生満足度アンケート、学生授業評価

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

9	連携授業受講のための社会人としてのマナー教育を行っているか。	挨拶、ビジネスマナー等企業において最低限必要のマナー教育を実施の上、連携授業が行われているか。	連携授業計画書、カリキュラム
10	連携授業に必要な設備を自校で整備、あるいは連携企業の設備を利用することで教育効果をあげられるようにしているか。	主として実習に必要な設備を企業と学校が協議の上、整備しているか。	連携協定書、連携授業計画書
11	10についてその人数編成が適切であるか。	実習効果をあげるため、人数に応じた台数が整っているか。	連携授業計画書
3-5. 目標の設定			
1	理念等に沿ったファッション教育編成方針を定めているか。	具体的な人材育成像（職種）等について明文化しているか。	連携協定書、連携授業計画書
2	学科、学年に応じた教育到達レベルを明確にしているか。	学科、学年ごとの教育到達レベルを明確化しているか。（指導案など）	連携協定書、連携授業計画書
3-6. 教育内容・評価等（共通項目）			
1	ファッション感覚を涵養する教育を行っているか。	服飾史、文化、芸術、アート、市場調査など、ファッション感覚向上の教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
2	デザイン素材の理解を向上させる教育を行っているか。	色彩、素材、商品知識など服を理解するための基礎教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
3	コミュニケーション力と協働力を向上させる教育を行っているか。	ITスキル、グループワーク等の社会人として必要なコミュニケーションツールとその活用技術についての教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
4	プレゼンテーション力を向上させる教育を行っているか。	自分の考えをまとめ、発表内容に説得力を持たせる教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
5	グローバルな感覚を向上させる教育を行っているか。	語学、文化などグローバル感覚を向上させる教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

6	企業倫理、法令遵守についての教育を行っているか。	ファッション業界およびビジネスに関する知識、慣例、基礎的な法令についての教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
3-7. 教育内容・評価等（個別項目）設置学科に応じて評価項目を選択する			
1	作品、商品イメージを具現化するための教育を行っているか。（企画デザイン職）	イラスト、CG等によるデザイン表現を行う教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
2	デザイン素材について応用的な教育を行っているか。（企画デザイン職）	企画デザイン職として必要なテキスタイルや素材加工に関する技術、知識に関する教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
3	人間工学に関する教育を行っているか。（企画デザイン職）	人体の構造について理解し、計測を行い、デザインする教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
4	縫製に関する知識と技術を教える教育を行っているか。（企画デザイン職）	素材に合わせた縫製方法や機器の特徴を理解し、縫製工程を把握する教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
5	パターン作成の応用的な教育を行っているか。（企画デザイン職）	生産効率を意識した、デザイン性の高いオリジナルのパターンメイキング教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
6	デザイン素材について応用的な教育を行っているか。（技術職）	技術職として必要なテキスタイルや素材加工に関する技術、知識に関する教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
7	作品、商品イメージを具現化するための教育を行っているか。（技術職）	イラスト、CG、試作等によりデザイン表現を行う教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
8	パターン作成の応用的な教育を行っているか。（技術職）	CAD、量産パターン等、生産を意識した、応用的パターン作成教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
9	パターン作成の専門的な教育を行っているか。（技術職）	デザインを基に、生産効率を考慮した正確なパターンメイキングをする教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

10	人間工学に関する教育を行っているか。(技術職)	人体の構造について理解し、機能性の高いパターンメイキングを行う教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
11	作品、商品イメージを具現化するための教育を行っているか。(縫製職)	オートクチュールに必要な縫製やパターン作成に関する教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
12	根気が必要な作業に集中力を持って取り組む教育を行っているか。(縫製職)	縫製について長時間、丁寧にを行うことができる素養を高める教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
13	接客力を身につける教育を行っているか。(販売職)	ロールプレイングなど接客に必要な知識、実技および接客マナーを学ぶ教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
14	VMDに関する教育を行っているか。(販売職)	コーディネートやショーイングディスプレイについて学ぶ教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
15	商品管理に関する教育を行っているか。(販売職)	商品の取り扱いやショップマネジメントについて学ぶ教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
16	店頭情報収集に関する教育を行っているか。(販売職)	同一カテゴリー、競合ブランドなどの市場情報について学ぶ教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
17	店舗計数管理に関する教育を行っているか。(販売職)	販売計画を立案する教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
18	ブランドマネジメントに関する教育を行っているか。(ビジネス総合職)	ブランドの企画から生産、販売、広報までブランドマネジメントに関する総合的な教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
19	店頭情報収集に関する教育を行っているか。(ビジネス総合職)	社会情勢、流行など時代を読み、ブランドマネジメントに活かす教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
20	応用的コーディネートに関する教育を行っているか。(スタイリスト職)	スタイリストとして必要な専門的色彩、アイテム、小物等についてのコーディネートについて学ぶ教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

21	広汎なファッション分野に関する教育を行っているか。(スタイリスト職)	音楽、食、その他広義のファッションについて学ぶ教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
3-8. 特色ある教育			
1	学校独自の特色ある教育を行っているか。	教育理念に基づいた特色ある授業が実施され、その教育が適切であるか。	シラバス、カリキュラム
3-9. 教育設備			
1	学生が身につけるべき能力を想定したファッション関連設備を備えているか。	CG、CAD等のデザイン、技術関連機器を整備しているか。	備品台帳

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

4. 学習成果			
4-1. 就職・就職率	小項目	評価の視点	根拠となる資料 (エビデンス)
1	就職内定率はの向上を図っているか。	企業説明会、個別指導等を行っているか。就職資料室の設置をしているか。	就職一覧、年間行事予定表
2	科の目的に沿った企業へ就職しているか。	学科ごとの内定企業、職種を明示した資料を整えているか。	学科概要、就職一覧、就職者実数
3	科の目的に沿った職種に就職しているか。	学科別の内定者リストにおいて職種を明示した資料を整えているか。	学科概要、就職一覧、就職者実数
4	継続した求人を得ているか。(景気変動等の要素を除く)	年間求人票を就職別に適切に保管しているか。	年度別求人票一覧
4-2. 資格・資格取得率			
1	科の目標、カリキュラムに相応しい検定試験に取り組んでいるか。	職種に応じた検定、級を目標として定め、取り組んでいるか。	学科概要、学校運営計画の中での目標値の設定、検定一覧、合否一覧、全国合格率
4-3. 成績評価・単位認定等			
1	ファッション教育に不可欠な感性について評価基準を定めているか。	感性を養う為の教育をどのような方法、評価基準で行っているか。	教務規則、評価基準書、成績判定会議、卒業・進級判定会議
4-4. 学習成果			
1	学生が無理なく、意欲をもって単位を取得できる配慮ができているか。	出席管理、進捗状況を把握し、事務部門と状況を共有しているか。	年間行事予定表
2	授業アンケート等を実施し意見を反映しているか。	学生評価がデータ化され、担当教員も把握しているか。カリキュラムに反映しているか。	学生満足度アンケート
4-5. 卒業生社会的評価			
1	卒業生の社会的評価を把握しているか。	企業等へのアンケートにより卒業生の評価を把握する体制が整っているか。	学生採用アンケート

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

5. 教員の質の保証		
5-1. 教員・教員組織		
1	科目の目的に沿った、知見、感性、技術を持った人材を確保しているか。	アパレル業界全般の知識から、専門分野で必要なスキルまで兼ね備えた人材を登用しているか。
2	専任、非常勤の人数および担当科目が明確であるか。	専門外の講座を担当する等の教育の質を低下させる授業編成がないか。
3	教員の組織体制を整備しているか。	主として科、科目間の連携が確保できる組織であるか。
5-2. 教員評価		
1	学生に充分理解のできる授業であったか。	段階的、効率的成果の挙がる授業カリキュラムを設定しているか。
2	学生の相談にしっかりと対応できたか。	円滑な学生生活への助言をしているか。
5-3. 教員研修		
1	研修目的を明確に定めているか。	教授力の向上、専門性の追求等、目的を明確化しているか。
2	ファッション関連企業等と連携した専門的な研修を実施しているか。	企業等と連携し、組織的な研修を行っているか。
3	研修形態（頻度、期間、人数など）が適切であるか。	受動的研修が主になっていないか。また研修内容や形態が適切であるか。

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

6. 学生支援		
6-1. 就職		
1	ファッション関連企業からの求人を開拓し、適切な就職アドバイスを行っているか。	新規求人企業の数及び職種の開示。学生への公開方法が適切であるか。
2	学生数に応じた求人数や職種が確保しているか。	学科の目標とする職種、学生数に対して適切な数、質の求人資料を提示しているか。
3	求人を適切に学生へ公開し、応募を促しているか。	公開方法が明確か、広く学生に浸透し、内定の成果をあげているか。
4	キャリアカウンセラー、就職資料など各校の理念に基づくキャリア教育施設が整備しているか。	常設の施設、授業を含む、講座や相談窓口を設置しているか。
6-2. 中途退学への対応		
1	職業実践専門課程の質を維持しながら、退学者を低減する取り組みを行っているか。	定期的な学生指導、相談窓口の設置をしているか。
2	退学者低減への取り組みは効果を挙げているか。	年度毎に休・退学者を公開しているか。
6-3. 学生相談		
1	学生相談に関する体制を整えているか。	窓口は常設であるか。また専門の職員は配置しているか。
6-4. 学生生活		
1	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか。	学校独自の奨学金制度の有無。他機関の制度利用についての窓口はあるか。
2	学生の健康管理を行う体制を整備しているか。	年度毎に行う学校設置基準に沿った健康診断を行っているか。
		求人一覧、企業訪問報告書
		求人一覧
		求人一覧、企業訪問報告書
		就職相談室の設置の有無
		退学率の公表
		退学率の公表
		カウンセリング室等の設置の有無
		奨学金制度の有無
		保健室の有無、健康診断実施報告書

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

3	学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか。	学校が寮を運営、もしくは外部斡旋機関を利用できる体制が整っているか。	学生寮設置の有無
4	課外活動に対する支援体制を整備しているか。	サークル等があるか、また活動費を確保しているか。	クラブ活動の有無、傷害保険加入の有無
5	留学生に対する支援体制を整備しているか。	留学生の学習、生活全般について支援する体制が整っているか。	留学生相談室等の有無
6-5. 保護者との連携			
1	保護者との連携体制を整備しているか。	時期を設定し、書面で近況を知らせる体制が整っているか。	保護者会等の設置の有無
6-6. 卒業生・社会人			
1	卒業生への支援体制を整備しているか。	同窓会組織があるか、学内の施設等を提供できる体制は整っているか。	同窓会組織等の設置の有無

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

7. 教育環境			
7-1. 防災・安全管理			
1	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか。	設備は万全であるか。防災訓練の実施。責任者の有無。	防火管理維持台帳、消防計画書
2	学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか。	定期的に関内外での防災管理者講習会が行われ、防災管理者が参加しているか。	防火管理維持台帳、消防計画書

産学連携によるリアルな実践教育 ファッション分野における職業実践専門課程第三者評価 点検評価項目

8. 内部質保証	
8-1. 関係法令	
1	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか。 学内自己評価点検表を作成する際、遵守している 理事会議事録、職員会議議事録
8-2. 個人情報	
1	学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施しているか。 個人情報には外部に漏洩されないよう厳重に保管され、維持できる体制を整えているか。 個人情報保護規定
8-3. 学校評価	
1	自己評価の実施体制を整備し、評価を公正に行っているか。 自己評価の実施方法・時期・回数適切に行っているか。 自己点検及び評価等実施委員会規定、自己点検及び評価等実施委員会議事録
2	自己評価結果を公表しているか。 ホームページでの公表は行っているか。 ホームページ等での公表の有無
3	学校関係者評価委員の構成が客観的な評価をできる構成であるか。 構成員に偏りはないか。内容は適正に行っているか。 学校関係者評価委員会規則、学校関係者評価委員会名簿
4	ファッション分野の評価を前提とした企業、団体に委員を委嘱しているか。 企業名、部署名を明示、構成員のバランスは良いか。 学校関係者評価委員会規則、学校関係者評価委員会名簿
5	自己点検・評価と学校関係者評価に乖離はないか。 学校関係者評価の意見等を自己評価、点検に反映しているか。 学校関係者評価委員会規則、学校関係者評価委員会議事録
6	自己点検・評価と学校関係者評価の向上に努めているか。 自己点検・評価及び学校関係者評価の効果を具体的に明示しているか。 学校関係者評価委員会規則、学校関係者評価委員会議事録
7	自己点検・評価及び学校関係者評価を公表しているか。 HPや学内閲覧用冊子などに記載し、幅広く周知しているか。 ホームページ等での公表の有無
8-4. 情報公開	
1	教育情報に関する情報公開を積極的にしているか。 HPや学内閲覧用冊子などに記載し、幅広く周知しているか。 ホームページ等での公表の有無、職業実践専門課程申請書類様式4（財務諸表一式、就職率、退学率）

第三者評価の試行について

平成 26 年度においては、合同委員会、分科会で検討を重ねファッション分野に特化した第三者評価の評価基準を構築してきた。次の段階としてはこの評価基準をもとに実際に第三者評価を実施していく。(表-1)

初めに、ファッション分野に特化した第三者評価を実施する評価機構を立ち上げなければならない。その評価機構は、これまで専門学校の評価を行ってきた「私立専門学校等評価研究機構」に委ねるか、あるいはファッション分野の関係団体等に依頼するか、またはまったく新しくファッション産業界や有識者、ファッション系専門学校等の協力のもとに設置するのか、これについて早急に検討し、決定する。

次に、この設置した評価機構を運営するための経費はどの程度かかるのかを試算する。そして、その経費はどこが、あるいは誰が負担するのかも検討する必要がある。

それから、今回構築した評価基準項目をたたき台にして第三者評価の実施要項、いわゆる評価の視点の具体的説明を明記した小冊子等と、自己評価報告書の共通フォーマットを作成する。その実施要項に基づき、評価受審校は自己評価報告書を作成し提出する。

評価機構では、実際に評価を行う評価委員を選定し評価チームを立ち上げる。評価委員についても、誰を選ぶかは慎重に行わなければならない。

そしてそのチームで、提出された自己評価報告書の書面調査を実施する。次に、実際に評価受審校を訪問して実地調査を行う。評価受審校は、実施要項に明記されているそれぞれの項目の根拠となる資料をすべてもれなく準備し、その他評価委員との面談場所の確保、項目ごとに誰が回答していくのか等、調査への遺漏のない対応をしていく。実地調査については、日数、費用等までも試算していく。

書面調査、実地調査終了後、評価チームは調査結果を報告書にまとめ、評価受審校に送付する。この調査報告書について、どのような形式(結果の記入方法)で回答するのかも検討しなければならない。

最終的には、「認定(可)」「改善を要する」「保留」「不認可」等のいずれかの判定になる。判定については、評価機構、評価受審校ともに評価結果は必ず公表しなければならない。

以上のような一連の、第三者評価の具体的実施要領やスケジュール等が決定した後、できるだけ早い機会に職業実践専門課程認定校を集め、オリエンテーションを開催する。もちろん文部科学省の参加も依頼する。必要であれば、全国各地域での説明会を実施する。そして第三者評価への参加を促し、実施して

いく。

この第三者評価終了後、結果の分析並びに評価基準の見直しを行い、新たな基準項目等を設定する。この評価を実施することにより、客観的で公正な評価結果を得ることができ、これを学校運営、教育活動の改善に有効に活かしていきたい。

表-1

